

8 下水道事業受益者負担金賦課処分決定取消請求訴訟の控訴について

花巻市民を原告とし、花巻市を被告とする下水道事業受益者負担金賦課処分決定取消請求訴訟について、平成28年7月15日に原告の請求を棄却する旨の判決がありましたが、同判決に対し原告が仙台高等裁判所に控訴の提起をしたことを、訴訟代理人である花巻市の顧問弁護士を通じて裁判所に問い合わせ確認いたしました。

花巻市は第一審の判決を正当なものと考え、原告の控訴を棄却すべき、との主張を行います。

なお、8月22日現在で控訴状は届いておりません。

1 訴訟の概要

平成25年7月1日付けで花巻市が行った下水道事業受益者負担金賦課処分の決定について、花巻市民が花巻市に対し、その決定の取り消しを求める訴えを盛岡地方裁判所に提起しており、平成28年7月15日に判決があったものです。

<参考>

経緯

平成25年 7月 1日	平成25年度花巻市公共下水道受益者負担金賦課決定 (異議申立人へ処分)
平成25年 7月31日	原告より異議申立書の提出
平成27年 4月21日	原告の異議申立を棄却する旨の決定処分
平成27年11月13日	花巻市に訴状の送達(27.10.8提訴)
平成28年 7月15日	「原告の請求を棄却する」旨、判決
平成28年 7月29日	控訴があったことを確認

<担当 建設部 下水道課 24-2111 内線551>